

(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業

入札説明書

平成20年3月17日
(平成20年5月19日修正)

仙 台 市 教 育 委 員 会

目 次

I 入札説明書等の位置づけ.....	1
1 本事業の基本理念.....	1
2 本事業に必要と想定される根拠法令等.....	2
3 事業スケジュール(予定)	4
II 事業の目的及び内容.....	5
1 事業目的.....	5
2 事業名称.....	5
3 施設の性格等.....	5
4 事業の範囲.....	5
5 事業方式.....	6
6 事業期間.....	6
7 事業者の収入.....	6
III 入札参加者に関する条件.....	8
1 入札参加者の構成等.....	8
2 入札参加者及び協力企業の構成員の制限.....	10
3 入札参加資格要件の確認.....	11
IV 事業者の募集及び選定スケジュール.....	12
V 入札に関する事項.....	13
1 入札手続きについての本市の担当窓口.....	13
2 入札に関する手続.....	13
3 入札参加に関する留意事項.....	16
4 入札予定価格.....	17
VI 入札書類の審査.....	18
1 事業者選定委員会.....	18
2 審査方法.....	18
3 審査項目等.....	18
VII 提案に関する条件.....	20
1 立地条件等.....	20
2 施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件.....	20
3 業務の委託.....	20
4 サービス購入費.....	20
5 本市による、事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	20
6 土地の使用.....	20
7 保険.....	21

8 本市と事業者の責任分担.....	21
9 財務書類の提出.....	21
VIII 契約に関する事項.....	22
1 契約手続き.....	22
2 契約の枠組み.....	22
3 契約金額.....	22
4 契約の保証.....	22
5 SPCの設立.....	22
6 事業者の事業契約上の地位.....	22
7 融資金融機関との協議.....	23
IX 提出書類.....	24
1 入札参加資格審査書類.....	24
2 入札書類（第一次審査）.....	24
3 入札書類（第二次審査）.....	24
X その他.....	25
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	25
2 事業の継続が困難となった場合の措置.....	25
3 事業期間中の事業者と本市の関わり.....	26

I 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、仙台市（以下「本市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した（仮称）仙台市新高砂学校給食センター整備事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、本事業の総合評価一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

入札説明書に併せて配付する次の資料を含めて入札説明書等と定義する。入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

- ・事業契約書（案）：本事業の契約に係わる事項を示すもの
- ・要求水準書：本市が事業者に要求する具体的な施設整備・維持管理・運営のサービス水準を示すもの
- ・落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの
- ・様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの
- ・基本協定書（案）：本市と落札者との基本協定に係わる事項を示すもの

なお、平成20年3月17日公表した入札説明書等と今後実施するこれらに関する質問等に対する回答に相違のある場合は、当該質問等に対する回答を優先することとする。

1 本事業の基本理念

本事業は、PFI法に基づき、新たに11,000食規模の学校給食センターを整備し、その事業期間内において施設の維持管理及び運営を行うものである。

以下に示す基本コンセプトを十分に踏まえ、事業を実施するものとする。

（1）衛生管理の徹底

安全な給食を提供するため、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）の概念を取り入れ、「学校給食衛生管理の基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」等に基づき衛生管理の徹底を図る。

（2）調理機能の充実

より豊かでおいしい給食を安定的に供給するため、基本的な調理機能の充実に努める。

（3）望ましい食環境の整備

児童生徒の正しい食習慣の形成に資するような食器類の導入を図るなど、望ましい食環境の整備に努める。

（4）アレルギー対応食の提供

近年増加傾向にある食物アレルギーを持つ児童生徒に対する給食（除去食を基本とし、可能であれば代替食）の提供にも対応しうる機能設備等を兼ね備えた施設とし、これに応じた業務システムの構築に取り組む。

（5）環境負荷の低減

新エネルギーの利用等、省エネルギー設備の導入や生ごみの減量化・再資源化への対応など環境負荷の低減に取り組む。

（6）コスト縮減の追求

施設の建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るいわゆるライフサイクルでのコスト縮減を可能な限り追求する。

2 本事業に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施に当たって遵守すべき根拠法令等は以下のとおりである。

【法令・条例等】

- ア. 学校教育法
- イ. 学校給食法
- ウ. 学校保健法
- エ. 地方自治法
- オ. 食品衛生法
- カ. 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
- キ. 建築基準法
- ク. 都市計画法
- ケ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- コ. 消防法
- サ. 下水道法
- シ. 水道法
- ス. 水質汚濁防止法
- セ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ソ. 大気汚染防止法
- タ. 騒音規制法
- チ. 振動規制法
- ツ. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- テ. 資源の有効な利用の促進に関する法律

- ト. エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ナ. 警備業法
- ニ. 労働安全衛生法
- ヌ. 各種の建築資格法、建設業法、労働関係法
- ネ. 宮城県建築基準条例
- ノ. 宮城県廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例
- ハ. 仙台市火災予防条例
- ヒ. 仙台市公害防止条例
- フ. 仙台市環境基本条例
- ヘ. 仙台市ひとにやさしいまちづくり条例
- ホ. 仙台市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- マ. 杜の都の風土を育む景観条例
- ミ. 杜の都の環境をつくる条例
- ム. 仙台市個人情報保護条例
- メ. その他関連法規、条例等

【要綱・各種基準等】

- a. 学校給食衛生管理の基準
- b. 大量調理施設衛生管理マニュアル
- c. 建設工事公衆災害防止対策要綱
- d. 仙台市開発指導要綱
- e. 仙台市環境調整システム実施要綱
- f. 仙台市雨水流出抑制実施要綱
- g. 仙台市グリーン購入推進に関する要綱
- h. 仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱
- i. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- j. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- k. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- l. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の基本的性能基準
- m. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- n. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築工事監理指針
- o. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 電気設備工事監理指針
- p. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 機械設備工事監理指針
- q. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準団（機械設備工事編）
- r. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準団（電気設備工事編）
- s. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築設計基準
- t. 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計基準

- u. 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準
- v. 国土交通省大臣官房官庁営繕部建築課営繕技術管理室監修 建築工事安全施工技術指針
- w. 市有施設の新築・改築時等におけるシックハウス対策マニュアル
- x. 財団法人日本建築センター 体育館等の天井の耐震設計ガイドライン
- y. その他の関連要綱及び各種基準

3 事業スケジュール(予定)

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約の締結時期	平成20年10月上旬
事業期間	事業契約締結日～平成37年3月31日
設計・建設期間	事業契約締結日～平成22年2月28日
運営業務準備期間	平成22年3月1日～平成22年3月31日
供用開始日	平成22年4月1日
維持管理・運営期間	平成22年4月1日～平成37年3月31日

II 事業の目的及び内容

1 事業目的

幸町学校給食センターは、現在、小学校7校、中学校12校に対し、合計約10,000食の給食を提供している。しかし、築29年を経過し施設設備の老朽化が進み、また、耐震上の課題も指摘されている。このため、本市は、これに代わる新たな学校給食センターの整備を仙台市宮城野区高砂地区において行うこととしている。

本市の財政事情が一層厳しさを増すなか、安全、安心な給食を安定的に提供し、さらに質の高い給食の実施を目指しながら、なお新たな取組を視野に入れ、経済効率性の高い施設整備、事業運営を行うには、従来とは異なる事業手法の活用が必要となる。

他方、家庭、地域を含むあらゆる暮らしの場で食育の推進が求められ、また、栄養教諭制度の進展など小中学校における食に関する指導の充実が図られるなかにあって、学校給食の役割は、従来にも増して高まっている。

本事業は、このような状況のもと、新たな学校給食センターの整備・運営にPFI手法を取り入れ、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

2 事業名称

(仮称) 仙台市新高砂学校給食センター整備事業

3 施設の性格等

本事業で整備する施設は、仙台市が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条に基づき、市立学校における学校給食の業務を効率的かつ能率的に処理するために設置する学校給食センター（以下「本施設」という。）である。

本施設の詳細については、要求水準書を参照のこと。

4 事業の範囲

本事業は本施設の管理者である本市が事業者と締結する本事業の実施に係る契約書（以下「事業契約書」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設を行うとともに、什器・備品等を調達、設置し、事業契約書に定める事業期間中に施設の維持管理及び運営業務を行った後、本市に所有権を譲渡することを事業内容とする。

事業者が行う事業範囲は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

① 本施設の整備業務

- a . 事前調査（現況測量、地盤調査、土壤調査及び地質調査等）業務及びその関連業務
- b . 設計（敷地造成（事業者提案により必要となる場合）、建物の基本・実施設計並びに外構設計等）業務
- c . 建設工事（開発行為による敷地造成工事（事業者提案により必要となる場合））及びその関連業務に伴う各種申請等の業務
- d . 工事監理業務
- e . 調理設備設置業務

f . 運営備品（食器・食缶等市の調達するものを除く）調達業務

g . 配送車両調達業務

h . 近隣対応・対策業務

② 本施設の維持管理業務

a . 建物維持管理業務

b . 建築設備維持管理業務

c . 調理設備維持管理業務

d . 清掃業務

e . 植栽及び外構維持管理業務

f . 警備業務

g . 経常修繕業務

h . 大規模修繕業務

③ 本施設の運営業務

a . 納食調理業務

b . 洗浄衛生管理業務

c . 納食配達業務

d . 残渣及び廃棄物処理業務

e . 配送車両維持管理業務

④ 所有権移転業務

⑤ その他

上記の業務に関する業務

なお、付帯事業（本事業以外に本施設において事業者が独自に行う収益事業）の実施は認めないこととする。

5 事業方式

本事業の事業方式は、事業者がPFI法に基づき、自らの資金で本施設の設計、建設、維持管理及び運営を行い、事業期間終了後、事業者が本施設を本市に無償で譲渡するBOT（Build Operate and Transfer）方式とする。

6 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成37年3月31日までとする。

7 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおり、本施設の設計、建設等の初期投資に係る対価並びに本施設の維持管理、運営、所有権移転のサービス及びその他の費用に係る対価からなり、本市が事業者からサービスを購入する形態とするものである。

① 本施設の設計、建設等の初期投資については、本市は、供用開始から事業期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を事業契約書に定める方法により支払う。

- ② 本市は、事業者が実施する施設の維持管理、運営、所有権移転業務及びその他の費用の対価として、事業契約書に定める額を事業契約書の規定に従い供用開始から運営期間にわたって事業者に支払う。施設の維持管理、運営、所有権移転業務及びその他の費用の対価は、年4回に分けて支払うこととし、うち維持管理及び運営の対価については、物価変動等を勘案して年に1回改定する。
- ③ 入札参加者は、要求水準書において示す想定提供食数に基づいて、維持管理、運営、所有権移転業務及びその他の費用の対価を始めとする提案を行うものとする。
- ④ 維持管理、運営、所有権移転業務及びその他の費用の対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には、施設保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費、残渣処理費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案による。
- ⑤ 本市は、事業者の提供する本事業のサービスが本市の要求水準を下回った場合には、サービス対価を減額することがある。支払方法及び減額規定の詳細については、事業契約書において定める。

III 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、以下のとおりとする。

- ア 入札参加者は、本事業を事業契約期間にわたり確實に遂行する能力を有すること。
- イ 入札参加者は、本市競争入札参加資格者名簿に登録がある複数の企業により構成されるグループとし、代表者を定め、当該代表者が入札手続を行うこと。
- ウ 入札への参加を希望する者が本市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合には、別途登録受付期間を設定するので、その間に必ず登録すること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、事業者として選定された場合は、グループを構成するすべての企業（代表企業及び構成企業を指す。以下「構成員」という。）の出資により、本事業を実施するための特別目的会社（以下「ＳＰＣ」という。）を仮契約調印までに設立するものとする。
また代表企業は、全事業期間において、出資中最大の出資割合を持つものとする。
- オ 構成員以外の者がＳＰＣの出資者になることは可能であるが、全事業期間において、当該出資者による出資比率は出資額全体の50%未満とする。
- カ 入札資格審査書類提出後の入札参加者の構成員及び協力企業（入札参加者グループの構成員以外の者で、事業開始後、ＳＰＣから直接あるいは間接的に業務を受託し、又は請負うことを予定している者をいう。以下同じ。）の変更は認めない。ただし、協力企業のうち、従たる業務をＳＰＣから間接的に受託する企業の追加又は変更については、本市の許可を得た場合に限り認める。その他、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行う。
- キ 一の入札参加者の構成員又は協力企業のいずれかが、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。
- ク 入札参加者の構成員及び協力企業のうち設計、工事監理、建設、運営の各業務に主として当たる者（事業者が設立するＳＰＣからこれらの業務を受託する者（共同企業体にあっては、その構成員でこれらの各業務に主として当たる者）を含む。）は、それぞれ①、②、③、④の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。
ただし、建設業務に当たる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできない。

① 設計業務を行う者

設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c、d及びeの要件は、最低1社がいずれにも該当すること。

- a . 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b . 本市の平成20年度競争入札参加資格を有していること。
- c . HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること。なお、「HACCP対応施設に対する相当の知識を有していること」とは、HACCP対応施設（HCCPの認証を取得した施設又は認証の取得を前提とした施設をいう。）の設計実績、ドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157

号)に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和32年法律第118号)に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。)又は民間調理施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する審査員資格等を有していることをいう。

- d. 平成14年4月以降に竣工し、又は設計が完了した延床面積3,000m²以上の公共施設の設計実績(基本設計又は実施設計)を有すること。
- e. 平成14年4月以降に竣工し、又は設計が完了した、学校給食センター、健康増進法施行規則(平成15年厚生労働省令第86号)に定める特定給食施設のうち1回300食以上又は1日750食以上を提供する集団調理施設(以下「集団調理施設」という。)又は1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設を有する学校、病院若しくは食品製造工場等(以下「調理施設を有する学校等」という。)の設計実績(基本設計又は実施設計)を有していること。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すa及びbの要件については、全ての企業がいずれにも該当し、c及びdの要件は、最低1社がいずれにも該当すること。

- a. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- b. 本市の平成20年度競争入札参加資格を有していること。
- c. 平成14年4月以降に竣工した延床面積3,000m²以上の公共施設の工事監理実績を有すること。
- d. 平成14年4月以降に竣工した学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の工事監理の実績を有していること。

③ 建設業務を行う者

- a. 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。
- b. 本市の平成20年度競争入札参加資格を有している者で、建築一式工事においてランクAで登録され、平成14年4月以降に竣工した延床面積3,000m²以上の公共施設の施工実績を有していること(共同企業体としての実績については、その出資比率が30%以上の場合に限る。)。
- c. 平成14年4月以降に竣工した、学校給食センター、集団調理施設又は調理施設を有する学校等の施工実績を有していること。(共同企業体としての実績については、その出資比率が30%以上の場合に限る。)。

④ 運営業務を行う者

- a. 本市の平成20年度競争入札参加資格を有していること。
- b. HACCPに対する相当の知識を有していること。なお、「HACCPに対する相当の知識を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は

地方公共団体等が行う自主衛生管理評価事業等により H A C C P と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設又は民間調理施設の運営実績、H A C C P に関する書籍の出版等の実績、H A C C P に関する審査員資格等を有していることをいう。

- c . 学校給食施設又は集団調理施設における調理業務の実績を有していること。
- d . 平成18年4月以降に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。
- e . 平成18年4月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

2 入札参加者の構成員及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをなされている者ただし、再生計画の認可決定を得、かつ、再生計画取り消し決定を受けていない場合を除く。
- ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 107 条によりなお従前の例によることとされる会社の整理に関する事件に係る同法による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理開始の申立てがなされている者又は整理開始を命ぜられている者
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てを含む。）がなされている者
- オ 本市から指名停止措置を受けている者
- カ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（「キ」「コ」において同じ）。本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・株式会社 日建設計シビル
 - ・株式会社 日建設計
 - ・株式会社 日建設計総合研究所
 - ・東京青山・青木・狛法律事務所
 - ・MA & P 総合会計事務所
- キ 本事業の事業者選定委員会の委員と資本面または人事面において関連がある者。なお、実施方針（平成 20 年 1 月 18 日修正）公表日以降に、本事業について委員長並びに委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

委員長	林山 泰久	東北大学大学院経済学研究科 教授
委員	谷津 憲司	東北工業大学建築学科 教授
委員	後藤 美代子	尚緒学院大学総合人間科学部健康栄養学科 名誉教授
委員	花渕 祐介	仙台市立福室小学校 P T A会長
委員	寺田 清伸	仙台市企画市民局文化スポーツ部長

- ク 最近1年間の国税及び地方税を滞納している者
 ケ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者
 コ 他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加している者のいずれかと資本面又は人事面において関連がある者

3 入札参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、入札参加資格審査書類受付締切日とする。

ただし、参加資格確認後、落札者決定の日までの間に、構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、落札者の構成員又は協力企業のいずれかが、落札者決定時から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合については、次のとおりとする。

- ア 当該落札者の構成員のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該落札者は失格とし、本市は事業契約を締結しないこととする。
 イ 当該落札者の代表企業を除く構成員又は協力企業のいずれかが参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該落札者は直ちに失格とはならず、本市と協議のうえ、本市が当該構成員又は協力企業の除外又は変更を認めた場合に限り、本市は事業契約を締結することとする。

IV 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成20年 3月17日	入札説明書、要求水準書、契約書（案）、落札者決定基準等の公表
平成20年 3月26日	入札説明書等に関する説明会
平成20年 4月 4日	入札説明書等に関する第1回質問受付締切
平成20年 4月16日	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答
平成20年 4月23日	資格審査書類及び第一次審査提案書類の受付締切
平成20年 5月 9日	入札説明書等に関する第2回質問受付締切
平成20年 5月19日	入札説明書等に関する第2回質問に対する回答
平成20年 6月10日	入札及び提案書類の受付締切
平成20年 7月上旬	落札者の決定、公表
平成20年 7月中旬	基本協定締結
平成20年 7月下旬	仮契約の締結
平成20年10月上旬	事業本契約締結

V 入札に関する事項

1 入札手続きについての本市の担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。また、各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

仙台市教育委員会 健康教育課給食係

〒980-8671 仙台市青葉区二日町1番1号 仙台市役所 北庁舎3階

電話： 022-214-0008

FAX : 022-268-2935

E-mail : kyo019130@city.sendai.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

本市は、平成20年3月13日（木）に、本事業の入札公告を行い、平成20年3月17日（月）に、本市ホームページにより入札説明書等を公表する。（ホームページアドレス <http://www.city.sendai.jp>）

(2) 本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者の当該資格申請

入札に参加しようとする者で、本市の競争入札参加資格の決定を受けていない者は、次のとおり当該資格申請をすることができる。

- ア 受付期間：平成20年3月26日（水）～平成20年4月1日（火）の午前9時から正午及び午後1時から5時まで。
- イ 提出先：仙台市財政局契約課
- ウ 提出方法：持参により提出する。
- エ 提出書類：所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付資料

(3) 入札説明会の開催

入札説明会を次のとおり開催する。

- ア 日 時：平成20年3月26日（水）午後1時から午後2時まで。
- イ 会 場：仙台市役所 上杉分庁舎6階 第1会議室
- ウ 参加申込期限：平成20年3月25日（火）（午後5時まで）
- エ 申込方法：別紙1「入札説明会参加申込書」に記入の上、本市の担当窓口までE-mail又はファックスにより申し込む。なお、会場の都合上、参加者は1社2名までとする。

(4) 入札説明書等に関する第1回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第1回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：平成20年3月26日（水）～平成20年4月4日（金）
- イ 提出方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、本市の担当窓口まで、原則としてE-mailでのファイル添付により提出する。電話や来庁による質問は受け付けない。

(5) 入札説明書等に関する第1回質問及び質問に対する回答の公表

入札説明書等に関する第1回質問及び質問に対する回答を平成20年4月16日（水）に本市ホームページにおいて公表する。この場合、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは除く。

(6) 入札参加資格審査申請及び第一次審査提案書の受付

入札参加者は、入札参加資格審査書類及び第一次審査提案書を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 受付期間：平成20年4月17日（木）～平成20年4月23日（水）の午前9時から正午及び午後1時から5時まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
- イ 提出先：本市の担当窓口
- ウ 提出方法：持参により提出する。
- エ 提出書類：入札参加資格審査書類、第一次審査提案書（「IX提出書類」を参照）

(7) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果を平成20年4月30日（水）までに入札参加資格審査書類を提出した入札参加者の代表企業に対して書面により通知する。

(8) 入札参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

入札参加資格がないと認められた者は、次により、その理由について書面（任意様式）により本市に説明求めることができる。

- ア 受付期間：平成20年5月1日（木）～平成20年5月9日（金）の午前9時から正午及び午後1時から5時まで。
- イ 提出先：本市の担当窓口
- ウ 提出方法：郵送又は持参により提出する。（郵送により説明請求書を提出する場合は書留郵便に限る。）

(9) 入札参加資格がないと認めた理由の回答

本市は、上記(8)に係る説明請求に係る回答を平成20年5月19日（月）までに書面により行う。

(10) 入札説明書等に関する第2回質問受付

入札説明書等の内容等に関する第2回質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：平成20年5月1日（木）～平成20年5月9日（金）
- イ 提出方法：別紙2「入札説明書等に関する質問書」に記入の上、本市の担当窓口まで、原則としてE-mailでのファイル添付により提出する。電話や来庁による質問は受け付けない。

(11) 入札説明書等に関する第2回質問及び質問に対する回答の公表

入札説明書等の内容等に関する第2回質問及び質問に対する回答を、平成20年5月19日（月）本市ホームページにおいて公表する。この場合、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものは除く。

(12) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日までに「入札辞退届」（様式2-1）を本市の担当窓口に提出すること。

(13) 入札の日時及び場所

入札参加者は、提案内容を記載した提案書からなる書類（以下「入札書類」という。詳細は「IX 提出書類」を参照）を持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、入札参加資格審査書類の提出の際に「入札書類提出方法届」（様式2-2）を本市の担当窓口に提出すること。

また、郵送での提出については、受取り次第、様式2-2に示された受領確認の連絡を行う。

ア 入札日時：平成20年6月10日（火）午前10時30分

イ 入札場所：仙台市青葉区上杉一丁目5番13号

仙台市役所上杉分庁舎 5階 第三会議室

ウ 入札に参加できる者：入札には代表企業のみが参加するものとし、「委任状（構成員→代表企業）」（様式1-8）を入札参加資格申請書類と併せて提出する。代表企業の代理人が参加する場合は、「委任状（代表企業用）」（様式1-9）も併せて提出する。委任状の提出のない場合は、入札に参加できない。

エ 入札書類の提出方法の詳細や入札場所等については、入札参加資格の審査結果の通知後、代表企業に対して通知する。

オ 郵送により入札に参加する者は、書留郵便で本市の担当窓口に平成20年6月9日（月）午後5時までに必着とする。

カ 入札執行日の前日までに持参する者は、郵送と同様とすること。

(14) 入札の手順

ア 提出された入札書類がすべて揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。

イ 入札書類がすべて揃っている入札参加者の「入札書」（様式 A-3）を開札する。開札は、代表企業又はその代理人の立会いのうえ行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせるものとする。

ウ 入札書に記載する入札金額は、消費税抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とする。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

エ 入札金額が予定価格を超えていない入札参加者の入札書類について落札者決定基準に従い審査を行い、落札者を決定し、代表企業に通知する。

(15) 提案書の内容に関するヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、必要に応じ、平成20年6月（予定）に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。実施する場合は、後日、本市より代表企業に対し、実施時期及び開催場所を連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札参加に際し、入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(4) 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

応募図書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と本市が認めるときは、本市は提案書の全部または一部を使用できるものとする。

また、事業契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

入札書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、返却しない。ただし、契約に至らなかった入札参加者の提案については、希望がある場合には事業者選定後、返却する。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性が確保し得ないと認められるときには、入札の執行を延期し又は取りやめることがある。

(10) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書類
- イ 事業名（件名）及び入札金額のない入札書類
- ウ 入札参加者の代表企業名、入札者氏名及び押印のない又は判然としない入札書類
- エ 代理人が入札する場合は、委任状の提出のない入札書類
- オ 事業名（件名）に重大な誤りのある入札書類
- カ 入札金額の記載が不明確な入札書類
- キ 入札金額を訂正した入札書類
- ク 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書類
- ケ 入札公告等において示した入札書類の受領期限までに到達しなかった入札書類
- コ 公正な価格を害し、または不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書類
- サ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書類
- シ その他入札に関する条件に違反した入札書類
なお、後日、当該入札に係る不正な行為が判明した場合には、事業契約を締結しないこととし、又は事業契約の解除等の措置を取ることがある。

(11) その他の事項

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

4 入札予定価格

入札予定価格を次のとおり公表する。

入札予定価格 10,371,000 千円（消費税抜き）

※平成20年第1回仙台市議会定例会において、期間を「平成20年度から平成36年度まで」とし、限度額を「10,858,000千円に金利スワップレートの変動を基に算定した増減額、企業向けサービス価格指数及び消費者物価指数の変動を基に算定した増減額、税制度の変更を基に算定した増減額並びに給食提供数の変動を基に算定した増減額の合計額を加算した額」として債務負担行為の設定を行っているので、注意すること。

VI 入札書類の審査

1 事業者選定委員会

入札書類審査にあたっては、本市が設置した学識経験者等で構成する事業者選定委員会が入札参加者から提出された入札提出書類の審査を行い、優秀提案を選定し、本市に選定結果を報告する。委員名については、「III 2 キ」に示す。

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査及び2段階の入札書類審査に分けて実施する。入札価格及び提案内容を事業者選定委員会が総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が、事業者選定委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

3 審査項目等

入札書類審査は、以下のとおり行う。審査項目の詳細は、落札者決定基準を参照すること。

(1) 入札参加資格審査

本市は、入札参加資格審査に関する提出書類（「IX 提出書類」を参照）の確認を行う。

(2) 入札書類第一次審査

第一次審査は入札参加資格審査と同時に行う。入札参加者のうち運営業務を行う者が調理業務を行っている学校給食施設及び集団調理施設における食品衛生法上の処分の状況に関する審査を行う。虚偽申告は発覚時点で失格とする。

審査は、運営業務を行う者が調理業務を行っている集団給食施設における食品衛生法上の営業停止又は禁止の処分の状況及びこれら処分を受けた際の改善措置を落札者決定基準に従い評価する。なお、当該評価の結果が落札者選定基準に定める基準を満足しない入札参加者は失格とする。この審査による評価点は、第一次審査終了段階で確定するものとし、入札参加資格要件の確認基準日（資格審査書類の受付締切日）以降の状況変化等による再審査は行わないものとする。

この第一次審査による評価点は、入札書類第二次審査に引き継ぐものとする。

(3) 入札書類第二次審査

ア 入札価格の確認

入札参加者は、事業期間中に本市が事業者に支払うサービス購入費の総額を入札する。本市は、入札価格が予定価格の範囲内かを確認し、入札価格が予定価格を超えている場合は失格とする。

また、予定価格の範囲内の入札価格を提案した入札参加者のみ、その後の提案内容の審査対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

イ 提案内容の審査

① 提案内容の基礎項目審査

本市は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を充足していることを確認する。基礎審査項目について1項目でも充足していないことが確認された場合は失格とし、以下の加点項目審査は行わない。

② 提案内容の加点項目審査

事業者選定委員会は、提案書に記載された内容について、落札者決定基準に示す各加点評価項目の加点基準に応じ、加点項目審査を行う。

③ 價格評価点の算定

事業者選定委員会は、入札書に記載された価格をもとに、落札者決定基準に定める方法により価格評価点を算定する。

④ 優秀提案の選定

事業者選定委員会は、加点項目審査点（性能評価点）及び価格評価点の合計（総合評価点）が最も高い提案を優秀提案として選定する。

（4）落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて事業者選定委員会により選定された優秀提案を提出した者を落札者として決定する。ただし、優秀提案が複数あるときは、性能評価が最も高い者を落札者とし、性能評価が最も高い者が複数あるときはくじ引きにより落札者を決定する。

（5）審査結果の通知

審査結果は、すべての代表企業に対して平成20年7月（予定）に通知する。

（6）審査結果の公表

審査結果は、落札者決定後速やかに公表する。また、審査の客観的評価等については、落札者との基本協定の締結後に公表する。

VII 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	仙台市宮城野区高砂二丁目22-1
敷地面積	9,294m ²
用途地域等	第1種住居地域（一部第2種住居地域）
建ぺい率	60%
容積率	200%
防火地域	準防火地域
施設の概要	学校給食センター (供給能力:11,000 食／日(小学校:約4,000 食／日、中学校:約7,000 食／日))

2 施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件

施設の設計・建設、維持管理・運営等の提案に関する条件は、「II 4 事業範囲」で示す事業者の事業範囲及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類を作成するものとする。

3 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、構成員若しくは協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、事前に市の承諾を得た場合を除き、入札書類に示していない内容で、本事業の業務を委託又は請け負わせてはならない。他の者への業務の委託又は請負は全て事業者の責任において行うものとし、設計企業、建設企業、その他本事業の業務に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は全て事業者の責めに帰すべき事由とみなして、市又は事業者に生じた増加費用及び損害については、すべて事業者が責任を負うものとする。

4 サービス購入費

事業契約書(案)別紙9に基づく。

5 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約書(案)別紙10に基づく。

6 土地の使用

本事業の事業用地は本市の市有地であり、財産の種類は行政財産である。

7 保険

事業契約書(案)別紙6に基づく。

8 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すことを基本とする。施設の設計・建設・維持管理・運営の責任は、原則として事業者が負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、本市に提出する。また、本市は、当該財務書類を開できるものとする。

VIII 契約に関する事項

1 契約手続き

- (1) 落札者と本市は、契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意するとともに、基本協定書に基づき事業契約手続きを行う。
- (2) 落札者は本事業を実施するためのＳＰＣを設立し、本市はＳＰＣと仮契約を締結する。
- (3) 仮契約は、当該契約に関する議案が平成20年第3回仙台市議会定例会の議決を経た場合に本契約となる。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

ＳＰＣ

(2) 締結時期及び契約期間

仮契約 平成20年7月下旬（予定）

本契約 平成20年10月上旬（予定）

ＳＰＣ設立後、本市はＳＰＣと速やかに仮契約を締結する。契約期間は、設計・建設期間及び維持管理・運営期間の約17年間とする。

(3) 事業契約の概要

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理・運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

契約保証金について、事業者は、事業契約書案第66条の定めに従うものとする。

5 ＳＰＣの設立

落札者として選定された入札参加者の構成員は、仮契約の締結前までに、本事業の実施を目的とするＳＰＣを、会社法上の株式会社として仙台市内に設立するものとする。

6 事業者の事業契約上の地位

本市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする

場合も同様とする。なお、構成員等が保有するS P Cの株式については、本市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

7 融資金金融機関との協議

事業者は、本市が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金金融機関という。」）と直接協議を行い、契約を締結する場合があることを予め承諾するものとする。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとする。

- (1) 本市が事業契約を終了させる際の融資金金融機関への通知及び協議に関する事項
- (2) 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の本市の書面による承諾に関する事項
- (3) 融資金金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の本市との協議に関する事項

IX 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。会社概要書及び決算報告書を除く各書類の様式は様式集による。

1 入札参加資格審査提出書類

【入札参加資格審査に関する提出書類】

(1)	参加表明書	(様式1-1)
(2)	資格審査申請書	(様式1-2)
(3)	設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式1-3)
(4)	工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式1-4)
(5)	建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式1-5)
(6)	運営業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式1-6)
(7)	入札参加者構成表及び役割分担表	(様式1-7)
(8)	委任状（構成員→代表企業）	(様式1-8)
(9)	委任状（代表企業用）	(様式1-9)
(10)	会社概要書（構成員全社分）	任 意
(11)	決算報告書（構成員全社分、決算報告書は直近3か年）	任 意

【その他】

(1)	入札辞退届	(様式2-1)
(2)	入札書類提出方法届	(様式2-2)

2 入札書類（第一次審査）

入札参加資格審査に併せて提出する入札書類（第一次審査）は、次表のとおりとする。

(1)	入札書類（第一次審査）提出書	(様式①)
(2)	運営業務を行う者の食品衛生法上の処分状況に関する書類	(様式②)

3 入札書類（第二次審査）

入札時に提出する入札書類（第二次審査）は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札書類第二次審査）作成要領を参照のこと。

入札に関する提出書類	(様式A-1～A-5)
提 案 書	I 事業計画 (様式B-1～B-7)
	II 施設整備 (様式C-1～C-11)
	III 維持管理 (様式D-1～D-4)
	IV 運営 (様式E-1～E-8)
	V 計画図面等提案書類 (様式F-1～F-12)
	VI 事業収支等提案書類 (様式G-1～G-5)
	VII 提案価格等提案書類 (様式H-1～H-8)
	VIII 事業全体スケジュール (様式I-1)

X その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

(1) 業務を行うために必要な土地は行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。

(2) 本事業は、仙台市長梅原克彦がその事務又は事業として実施するものに該当し得る。加えて、本事業は、地方税法施行令附則第7条第24項に掲げる要件に該当し、かつ、地方税法施行令附則第7条第25項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第11条第25項に基づく不動産取得税の特例措置の適用対象となり得る。また、本事業は、地方税法施行令附則第11条第69項に掲げる要件に該当し、かつ、地方税法施行令附則第11条第70項各号に掲げるもの以外のものであることから、税制上の措置として、地方税法附則第15条第51項の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用対象となり得る。なお、その他の法制上及び税制上の措置は想定していない。

(3) 財務上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(4) 本市は、国からの交付金（安全安心な学校づくり交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、同交付金の額及び収入時期に問らず、本市は、事業者にサービス購入費を第1回から平準化して支払うものとする。

2 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施若しくは治癒を求めることがある。この場合において事業者が当該期間内に改善若しくは治癒をことができなかつたときは、本市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

上記「ア」、「イ」のいずれの場合においても、本市は事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は、事業者に生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ア 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が整わないときは、事業者に事前に書面による通知を行うことにより、本市は、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 前号の規定により事業契約が解除される場合の具体的な内容については、事業契約書において示す。
- エ 不可抗力の定義については、事業契約書において提示するものとする。

(4) 融資金融機関と本市の協議（直接協定）

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、本市は融資金融機関と直接協議を行い、契約を締結することがある。

(5) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 事業期間中の事業者と本市の関わり

(1) 関係者協議会と下部組織の設置

事業契約書（案）に定める関係者協議会、及び実務レベルの担当者から構成される下部組織を設置し、児童生徒、保護者、学校職員等の要望を踏まえ、技術的な問題の調整や利用者ニーズの反映に努めること。

(2) 本市との連絡調整

原則として、本市は、事業者に対して連絡等を行うこととするが、災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて本市と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができる。